

		提出物				変更年月日	備考
		変更届 (青梅市書式)	変更保証書	履歴事項全部 証明書(写)	その他の書類		
1	取下げ処理	○				取下げを決めた日付	・変更後と理由に「取下げ」のためと記載 ・金機関の方におかれては融資調査依頼の回答書も御提出ください(融資は「不要」に丸をして提出)
2	条件変更	○	○		・返済明細がわかる書類 ※延滞のとき	条件変更の契約をした日	
3	個人成り	○	○		・開業届	開業届で開業としている日付	
4	法人成り	○	○	○		登記で開業したとなっている日付	
5	事業承継(個人)	○	○			実際の日付	
6	本人死亡(親族が引受)	○	○			本人死亡の日付	・申請者欄:債務引受者の名前 ・変更前:元々の債務者(死亡した人) ・変更後:債務引受者 ・事由:本人死亡のため
7	住所変更(法人)	○		○		登記で変更したとなっている日付	
8	住所変更(個人) (自宅住所)	○			・住民票(写)	届出において変更したとなっている日付	・住民票は本人情報のみが記載されており、本籍・続柄等は省略されているもので問題ありません。
9	住所変更(個人) (事業所住所)	○			・官公庁への届け出(写)	届出において変更したとなっている日付	

10	連帯保証人	○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・市税の課税証明書（最新年度） ・市税の納税証明書（最新年度） ・住民票 	届出において変更したとなっている日付	・その他の書類はいずれも追加される連保人分
----	-------	---	---	--	--	--------------------	-----------------------

●留意事項

申請者情報は変更後の情報で記入してください。

履歴事項全部証明書は現在事項証明書とは異なるものですので御注意ください。

市外に転居の場合や条件変更をした場合など一部の変更においては利子補給金が停止になります。

上の表にない事例等は青梅市までお尋ねください。